（資料１）

**アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金　専門家謝金支出基準**

謝金の金額（税込）は、次の基準を上限として下さい。

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等（１時間）　　　　　５０,０００円

②大学准教授・講師、技術士、税理士、中小企業診断士、

社会保険労務士、ITコーディネーター等　　（１時間）　　　　　４０,０００円

③民間企業

ａ）企業経営者等　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　４０,０００円

ｂ）部長クラス　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　３０,０００円

ｃ）課長クラス　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　２０,０００円

ｄ）その他　　　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　１５,０００円

④社団法人・組合等

ａ）役員等　　　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　４０,０００円

ｂ）事務局長　　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　３０,０００円

ｃ）その他　　　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　２０,０００円

⑤公的機関（独立行政法人・公庫等を含む）

ａ）役員等　　　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　４０,０００円

ｂ）部長クラス　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　３０,０００円

ｃ）課長クラス　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　２０,０００円

ｄ）その他　　　　　　　　　　　　　　　（１時間）　　　　　１５,０００円